

低入札価格調査実施要領

新旧対照表 (H25. 7. 1 改正)

新	旧
<p>第3 調査基準価格の設定 本調査を実施する場合、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で定める割合の算定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては、10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。</p> <p>1) 下記《2)、3) 以外》</p> <p>① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>2) 電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事</p> <p>① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費と機器間接費の額の和に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>⑤ 機器費の額に10分の8.5を乗じて得た額</p> <p>注) 機械設備工事、下水道の機械設備工事及び電気設備工事においては、「機器間接費」を「据付間接費+設計技術費」と読み替える。</p> <p>3) 営繕工事(電気設備工事、建築工事、機械設備工事)</p> <p>① 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.5を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p>	<p>第3 調査基準価格の設定 本調査を実施する場合、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で定める割合の算定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては、10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。</p> <p>1) 下記《2)、3) 以外》</p> <p>① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>2) 電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事</p> <p>① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費と機器間接費の額の和に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>⑤ 機器費の額に10分の8.5を乗じて得た額</p> <p>注) 機械設備工事、下水道の機械設備工事及び電気設備工事においては、「機器間接費」を「据付間接費+設計技術費」と読み替える。</p> <p>3) 営繕工事(電気設備工事、建築工事、機械設備工事)</p> <p>① 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.5を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p>

注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額

- (2) 特別なものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

附則

- 1 この要領は、平成9年12月4日から適用する。
- 2 平成20年4月1日 一部改正
- 3 平成21年4月1日 一部改正
- 4 この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。
- 5 この要領は、平成22年5月20日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。
- 6 この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。
- 7 この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。
- 8 この要領は、平成24年10月1日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。
- 9 この要領は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。

注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額

- (2) 特別なものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

附則

- 1 この要領は、平成9年12月4日から適用する。
- 2 平成20年4月1日 一部改正
- 3 平成21年4月1日 一部改正
- 4 この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。
- 5 この要領は、平成22年5月20日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。
- 6 この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。
- 7 この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。
- 8 この要領は、平成24年10月1日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。